

国民健康保険

加入の皆さんが交通事故などでけがをしたときは

交通事故など、他人(第三者)の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その状況により、医療機関で国保が使える場合があります。

ただし、医療を受ける前に必ず、市の保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、すみやかに「第三者行為による傷病届」など、国保の手続きに必要な書類を提出していただきます。市はこれをもとに、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国保による医療手続き中に、加害者から治療費などを受けたり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引くこととなります。示談などをする前には、必ず保険年金課に相談してください。

成人を迎えた皆さんへ 20歳がスタート国民年金



成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入します。

国民年金は国が責任をもって運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万4,100円(平成19年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割り引きのある前納が便利です。

また、収入がなく、保険料を納められないときには免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課にご相談ください。国民年金への加入および免除などの手続きは市役所1階の保険年金課と支所の住民課で行っています。

「ねんきん特別便」 記録の確認を忘れずに

平成9年1月に基礎年金番号が導入されましたが、それ以前は転職や退職などにより加入する年金制度が変わるたびに、違う年金番号が付与されることもありました。

社会保険庁では、平成9年以前に付けられた基礎年金番号以外の番号を基礎年金番号へ統合する手続きを進めていますが、現在約5,000万件の番号が未統合のまま残っています。そこで昨年12月から社会保険庁が「ねんきん特別便」を順次お送りし、皆さんに年金記録を確認していただくことになりました。

「ねんきん特別便」には基礎年金番号から確認できる年金記録が印刷されていますので、記録の訂正・追加がないか必ず確認していただき、忘れずに確認結果を

社会保険業務センターや社会保険事務所に提出してください。記録訂正の必要がない場合も提出が必要ですのでよろしくお願ひします。

「ねんきん特別便」の送付時期

平成19年度	平成20年度		
	12月～3月	4月～5月	6月～10月
未統合記録が基礎年金番号に結びつく可能性が高い人	年金を受け取っているそのほかの人	今後年金を受け取る予定のそのほかの人	

ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570-058-555 (IP電話・PHSは☎03-6700-1144)

- ・ 共済制度については各共済組合へ
- ・ 1月中は、年始(1月3日(木)まで)、1月5日(土)、日曜日・祝日を除いて利用できます
- ・ 2月からの土・日・祝日は第2土曜日と3月9日のみ利用できます

※くわしくは佐原社会保険事務所(☎0478-54-1442)へ。